

# コンプライアンス事件簿『健全な取引編』

## 法改正状況

2024年5月15日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

2015年11月までのコンテンツとは、以下の箇所が変更となります。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
6	競合企業と販売価格・販売地域について取り決める	このような行為はカルテルとみなされ、独占禁止法に抵触する可能性があります。	このような行為はカルテル <u>といい</u> 、独占禁止法に抵触する可能性があります。
		会合でこのような話題となった場合は、すみやかに退席しましょう。	会合でこのような話題となった場合は、 <u>すみやかに退席し、上司に報告してください。</u>
	入札に関わる企業が事前に参加企業や応札価格を取り決める	これは、「談合」と呼ばれる行為で、カルテルの一種とみなされています。	これは、「 <u>入札談合</u> 」と呼ばれる行為で、 <u>カルテルと同じく独占禁止法で禁止されている行為です。</u>
7	取引先に対して協賛金や商品の購入を要請する	このような行為は、独占禁止法によって「優越的地位の濫用」とみなされる可能性があります。	このような行為は、独占禁止法によって「優越的地位の濫用」として <u>禁止されています。</u>
	取引先に対して従業員を派遣を要請する	これも「優越的地位の濫用」とみなされる可能性のある行為です。	これも「 <u>優越的地位の濫用</u> 」となる可能性のある行為です。

ページ	該当箇所	変更前	変更後(改訂版)
10	ライバル会社の虚偽の情報を流す	「風説の流布」とみなされ、金融商品取引法違反で罰せられることがあります。	「風説の流布」として、金融商品取引法違反で罰せられることがあります。
13	接待	官公庁や自治体の担当者への接待は、贈収賄とみなされる可能性があります。	官公庁や自治体の担当者への接待は、贈収賄を疑われるおそれがあります。
14	個人的な知り合いと取引する	悪質なセクハラとみなされる可能性があります。	<u>悪質なセクハラです。</u>